

奈良県告示第三百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和三年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 起業者の名称 国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道二四号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（大和区間）」・奈良県橿原市土橋町地内から曾我町地内まで及び新堂町地内から大和高田市勝目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事

三 手続が開始される土地

1 収用の手続が開始される土地

橿原市土橋町地内及び曾我町地内の一部

2 使用の手続が開始される土地

橿原市土橋町地内及び曾我町地内の一部

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

橿原市役所まちづくり部建設管理課